

公 示

北海道開発局室蘭開発建設部において、職員及び来庁者の利便に資することを目的として自動販売機（清涼飲料水）を設置・営業するため、庁舎の使用許可を希望する者の公募について、次のとおり公示する。

令和4年11月28日

国土交通省北海道開発局

室蘭開発建設部長 篠宮 章浩

- 1 件 名 自動販売機（清涼飲料水）の営業のため、庁舎の使用許可を希望する者の公募
- 2 使用許可条件等 公募説明書による。
- 3 使用許可期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
期間経過後、一度に限り更新可（継続は最長10年間）
- 4 対象施設
鶴川沙流川河川事務所 平取ダム管理支所
所在地 沙流郡平取町字芽生84番地7
設置台数 1台
- 5 決定方法等
 - (1) 提示された使用料（消費税及び地方消費税を含む）のうち、当部の基準使用料以上で最高額を提示し、かつ有効な申請を行った者を決定者とする。
ただし、決定者となるべき使用料を提示した者が2名以上いる場合は、くじ引きにより決定を行う。
なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該事務に関係の無い職員にくじを引かせることとする。
 - (2) 使用料の再提示
提示された使用料のうち、当部の基準使用料以上の使用料を提示した者がいないときは、再提示の意思を示した者に対して、再提示を依頼することとする。
 - (3) 申請の無効及び決定の取り消し
本公示に示した事項に違反した者のした申請、公募説明書の交付を受けていない者のした申請、申請書に虚偽の記載をした者の申請、公示者に求められた義務を履行しなかった者のした申請は無効とする。
なお、無効の申請を行った者を決定者としていた場合は、決定を取り消す。

6 公募参加要件

以下の要件を満たし、誓約書を提出した者。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び（2）から（5）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

7 申請書等の提出場所等

- (1) 申請書等の提出場所及び公示用書類を示す場所並びに当該公募に関する問合せ先
〒051-8524
室蘭市入江町1番地14
北海道開発局 室蘭開発建設部 総務課 植田（厚生担当）
電話 0143-25-7058
FAX 0143-22-1264
- (2) 公募説明書等の交付期間、場所
ア 期間 令和4年11月28日（月）から令和4年12月19日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く日の9時から17時まで
イ 場所 上記7（1）に同じ
- (3) 申請書等の提出方法
申請書等は、持参又は郵送（書留郵便に限る）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）により提出すること。
ア 受付期限 令和4年12月19日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
イ 場所 上記7（1）に同じ

8 その他

- (1) 国有財産使用許可を得て営業を開始した場合、使用料及び電気料を徴収する。
- (2) 使用料は本公募において決定した使用料とし、電気料は申請者負担で個別メータを設置し、使用料相当額を負担すること。
- (3) 期間経過後、使用許可を更新する場合の使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。
- (4) 本公募で決定された者は、決定通知後、速やかに、国有財産使用許可申請を行うこと。使用許可面積は本公募において申請された使用面積とする。